

中小企業向け省エネ診断Q & A

令和5年4月10日

山口県環境政策課

Q 1 省エネ診断を受けられるのは誰ですか？

県内に工場その他の事業場を有する中小企業者(下表参照)またはこれに準ずるものです。

○中小企業基本法の中小企業の定義

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 2 中小企業者に準ずるものとは、どのようなものが対象となりますか？

中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解される以下のものが対象となります。

※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・ 医者（医療法人）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般社団、財団法人
- ・ 公益社団、財団法人
- ・ 学校法人
- ・ 農事組合法人
- ・ 有限責任事業組合（LLP）

Q 3 個人事業主は、個人と中小企業者のどちらに該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は、中小企業者に該当します。

Q 4 農家などは、中小企業者に該当しますか？

中小企業基本法に規定する資本金（出資金）又は従業員の基準を満たしている場合は該当します。※中小企業庁HP内FAQ「中小企業の定義」より

- ・ 農家（個人）
- ・ 農家（農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る）
- ・ 医者（個人開業医）

Q 5 本社が他県にあり、事業所が県内にある場合は対象となりますか。また、その場合の申込みは本社、事業所のどちらが行いますか。

対象となります。また、本社、事業所のどちらが申し込んでも構いません。

Q 6 年度内に複数回省エネ診断を受けることは可能ですか。

同一事業場の受診は、年度内では1回限りです。

※同一企業が自社の工場や支店等を同一年度に複数箇所受診することは可能

Q 7 省エネ診断を受けるのに脱炭素セミナーを受ける必要がありますか。

必要ありません。

Q 8 省エネ診断を行う省エネ専門家とはどのような方ですか。

技術士やエネルギー管理士、中小企業診断士などの省エネや経営に関する資格や経験を有する方です。

Q 9 省エネ診断事業者とは。

経済産業省の「令和4年度地域プラットフォーム構築事業」において「省エネお助け隊」として採択されており、山口県内を活動地域としている以下の事業者です。

・(一社) エネルギーマネジメント協会 (福岡県)

Q 10 事前調査ではどのような書類が必要ですか。

事業所の設備規模や、エネルギーの使用状況等を確認できるものを御準備ください。ただし、準備できる範囲で構いません。